

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人晃仁会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(3)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。

(4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給することができる。

4 退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡等により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、三親等以内の遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、別表1に基づき評議員会において決定する。

2 この法人の全監事の報酬は、別表1に基づき評議員会において決定する。

3 各役員 of 報酬月額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

4 退任慰労金は別表3に基づき評議員会で決定する。

5 個々の評議員の報酬は、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別表 4 の通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

4 理事会、評議員会に出席したときの交通費も同様とする。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長及び職員を兼務する理事の報酬等(旅費を除く。)は、毎月 20 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 職員を兼務しない役員及び評議員の報酬等(旅費を含む)は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 23 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和 3 年 6 月 15 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表 1 役員報酬表

	金額(円)
理事長	1,200,000(月額上限額)
理事	10,000(1回)
監事	10,000(1回)

※理事会及び監事会出席の都度、謝金として支払うものとする。

ただし報酬金額は源泉所得税額を除く金額とする。

※理事長の役員報酬は、その勤務実態が多岐に渡っており、その実態に即した支給を考慮して理事会で審議し、評議員会で決定する。また、理事長が職員として施設長を兼務する場合も同様とする。

別表 2 評議員報酬表

	金額(円)
評議員	10,000(1回)

※評議員会出席の都度、謝金として支払うものとする。

ただし報酬金額は源泉所得税額を除く金額とする。

別表 3 退任慰労金(理事・監事及び評議員)

報酬平均月額 × 在任年数 × 係数(1.0~2.0)

※係数については評議員会で決定する。

別表 4 交通費

車	1Km 20円
公共交通機関	実費
タクシー	実費

- 1、電車やバスなどの公共交通機関、及びタクシーを利用した場合、領収書を添付すること。
- 2、片道 30 キロ以内の電車の特急料金は支払わないものとする。